

会員規約

第1条

当クラブは地方競馬共有馬主クラブ「YGG 地方オーナーズ」（以下「当クラブ」とします）と称する。

第2条

1. 各共有馬の持分口数は20口とし、このうち共有持分1口は共有代表馬主が所有する。
2. 当クラブ共有馬の所有権は、当該共有馬の共有持分権を購入した各会員に共有的に帰属するものとする。

第3条

共有者は、共有馬を競走の用に供しかつ共有馬についての円滑な事務運営等を確保するため、次条に定める共有代表馬主に対し第5条に定める事項を委任するものとし、当該共有代表馬主はこれを専任により務める。

但し、共有代表馬主は共有者から委任された専任事項について、円滑な事務運営を妨げない範囲内で、出来る限り共有者の意見を尊重し協議の上で決定するものとする。

第4条

共有馬の共有代表馬主は、株式会社 YGGDRASIL とする。

第5条

共有代表馬主の専任事項は以下のとおりとし、共有代表馬主は、かかる事項を遂行する権限及び義務を有する。

1. 販売者から共有馬の引渡しを受けること及び引渡しに関連する事項を決定すること
2. 育成場及び育成費を決定すること
3. 地方競馬全国協会（以下「NAR」という）への競走馬登録の可否及び時期を決定すること
4. NAR等に対し当該共有馬の共有代表馬主として届出を行い、その他各種申請書類を提出すること
5. 預託厩舎を決定し、預託契約を締結すること
6. 入厩の可否及び時期を決定すること
7. 去勢の可否及び時期を決定すること
8. 調教及び出走スケジュール（海外における競走、中央競馬の指定又は特別指定交流競走の選択を含む）を共有馬の預託先調教師と協議のうえ決定すること
9. 地方競馬主催者等から賞金その他その名目を問わず馬主に対して交付される金員及

- び賞品等を受領、保管し、かかる金員を共有者に対しその持分割合に応じて支払うこと
10. 共有開始日以降の共有馬の飼養・育成にかかる費用を共有者に対しその持分割合に応じて請求し、これを受領、保管し、かかる費用の支払いに充てること
 11. 競走馬登録の抹消を含め当該共有の終了時期を決定すること
 12. 上記登録抹消等の前後を問わず、共有馬の処分方法を決定すること及び売却処分の場合の価格を決定すること、並びに、売却処分の対価を受領し、これを共有者に対しその持分割合に応じて支払うこと
 13. 共有馬が牡馬の場合は、上記登録抹消後に種牡馬への転用の可否を決定すること
 14. やむを得ない事由により共有代表馬主を変更する場合には、新共有代表馬主を選任すること
 15. その他上記に関連する事項を決定し、実施すること

第6条

共有代表馬主は、前条に掲げる事項の事務取扱及び、共有馬に係わる購入代金、収入経費の計算・管理、その他事務運営について、YGG オーナーズクラブ（以下「事務局」という）に委託する。共有者はこれを了承するものとする。

第7条

共有者は、第3条及び第4条に従って共有代表馬主に委任した事項に関しては、自らこれを行わないものとし、共有代表馬主及び共有代表馬主から事務委託を受けた事務局による円滑な業務遂行を妨げてはならない。競走馬登録に必要となる共有馬所有念書（印鑑登録証明書添付）については、事務局の案内に従って遅滞なく提出する。また共有者は、NAR又は当該地方競馬主催者の馬主登録抹消ないし資格喪失要件に該当してはならない。

第8条

共有者は、月次事務費として共有頭数に関わらず月額 3,000 円（消費税別）を事務局に支払う。かかる月次事務費の支払期日は当月分について当月の末日とし、その支払方法は原則として預金口座振替によるものとする（振替日は原則毎月 27 日）。口座振替の登録や手続き等が間に合わない場合は共有代表馬主の指定する口座に振込送金にて納入する。なお、振替手数料及び振込手数料は各共有者の負担とする。

第9条

共有馬の共有持分（以下「持分」という）の購入を希望する馬主（以下共有者という）は当該共有馬に定められた購入代金を当クラブが指定する銀行口座へ振り込む方法によって支払う（振込手数料は共有者の負担とする）。なお購入代金の支払方法は一括払いとし、当クラブが指定する期間内に支払いを完了するものとする。

第 10 条

共有者は、当クラブが共有馬毎に決定する共有開始日より共有者の持分割合に応じた預託料を負担する。まず、預託料の初回預かり金として、南関東所属の場合には1口当たり 50,000 円（1頭当たり 100 万円）を、その他の競馬場に所属の場合には1口当たり 30,000 円（1頭当たり 60 万円）を前条に記載の共有持分の購入代金と共に支払う。これはその後の費用出費に備えるもので、当クラブは毎月生じる預託料をこの初回預かり金の中から出費し、共有者は出費により減じた不足額を毎月支払う。かかる預託料の支払期日は当月分について翌月の末日とし、その支払方法は原則として預金口座振替によるものとする（振替日は原則毎月 27 日）。口座振替の登録や手続き等が間に合わない場合は共有代表馬主の指定する口座に振込送金にて納入する。なお、振替手数料及び振込手数料は共有者の負担とする。上記預託料には、厩舎預託料のほか、治療費、各種登録料（G I レース等の追加登録料を含む）、輸送費（引退退厩時を含む）、売却先決定までの間の繋養経費等（売却に至らなかった場合を含む）、共有者や調教師に進呈する記念写真等優勝記念品代金など、馬主慣行に則った共有馬の飼養管理に係わる一切の費用が含まれる。なお、初回預かり金は引退精算時に共有馬の最終の預託料と相殺した残額を返金する。

第 11 条

共有馬は原則として競走馬保険約款に基づく競走馬保険（死亡保険）に加入しないが、共有代表馬主の判断により加入する場合がある。その場合共有者は、加入日から1年分の保険料を持分割合に応じて支払う（支払方法は原則として加入日の翌月 27 日の預金口座振替による。競走馬保険約款に基づき給付を受けた保険金は、その全額が持分割合に応じて共有者に支払われる。当クラブ共有馬につき不慮の事故が起こった場合は、支給された保険金をもって損害全てに対する補填とし、共有者は共有代表馬主および関係者に対し何ら請求しないものとする。競走馬保険に未加入で保険金の支払いがない場合も同様に共有者は共有代表馬主および関係者に対し何ら請求しないものとする。

第 12 条

1. 共有者に対する賞金の支払事務については、共有馬が獲得した賞金（着外手当等各種手当を含む。以下同じ。）から進上金、源泉徴収所得税を控除した金額を、持分割合に応じて精算し、月単位でプールし、当月の預託料との相殺の残額を共有者の指定口座に、出走日の翌月 27 日（金融機関非営業日の場合はその翌日）に振り込みの方法により支払われる。但し、当該月の下旬（26 日以降）に出走した場合、及び外国における競走に出走した場合は、翌々月 27 日以降の支払いとする。
2. 地方競馬場ごとに独自に規定される出走手当に類する交付金及び事故見舞金は、その全額が持分割合に応じて共有者に支払われる。

3. NAR の馬主会等から支給される奨励金に類する金員は一旦事務局で預かり、返還義務期間満了後に共有者へ配分するものとし、返還義務が生じた場合は事務局から支給者に返還することとする。

4. 共有馬が獲得した競馬主催者提供の賞品・副賞のうち、主催者購買価格が 10 万円を超える純金メダル及び金製品等賞品（冠スポンサーや協賛者提供の寄贈賞品及び参加賞等は除く）については、当該馬の共有者間（共有代表馬主を含む）に帰属するものとし、共有者による入札の方法によって売却する。入札の方法、時期、金額については事務局が決定するものとする。応札者がいない場合および最高入札者が入札額を支払わなかった時は、共有代表馬主は金製品を市中にて売却するものとする。共有代表馬主は、売却代金から、賞品の保管その他の事務経費として 1 つの受賞につき 20,000 円（消費税別）を控除した後、これを商品売却代金とし共有持分に依りて共有者に支払うものとする。なお、10 万円以下の純金メダル及び金製品等賞品、寄贈賞品、参加賞等については、共有代表馬主の帰属とする。

5. そのほか、NAR の主催するグランダム・ジャパンのボーナス賞金 など、競馬主催者もしくは競馬統括組織から各種褒賞金の交付を受けた場合は、交付通知に従い第 1 項記載の賞金支払い事務に準じて適宜共有者に支払う。また、共有馬の現役期間中に受けた、賞金及び事故見舞金とは異なる、いわゆる補助金等で比較的低額なものについては、これを共有者の帰属として取扱い預託料請求額から相殺する。但し、共有馬引退後に交付を受けた同補助金等については預託料との相殺がかなわないことから、共有代表馬主の受領とする。

6. 共有馬が G I 重賞競走（海外における同格の競走及び Jpn I、S I 重賞を含む。）に優勝した場合、共有者は、馬主慣行に則った祝儀、優勝記念品制作、祝賀会等に要する経費（実費）を、その賞金の 10%を超えない範囲内で持分割合に依りて負担するものとする。なお、優勝記念品については厩舎関係者等に贈呈する場合があります、本項に定める祝賀経費には、これらに要した経費が含まれる。

7. 支払期限が到来した馬代金、預託料、保険料、事務費等が未払である場合、第 1 項ないし第 5 項及び第 14 条に掲げる支払は、これら未払分が完納されるまでの期間、当該共有者に対して保留されるものとする。これら未払分が完納された場合には所定の支払手続に従って支払われる。なお、当該共有馬が賞金等を獲得していた場合であっても、共有者が馬代金、上記預託料、保険料、事務費等の支払の履行を怠った場合、これを滞納とみなして、当該共有者に対して、第 15 条が適用される。滞納と賞金等との相殺は一切行わない。

8. 消費税法改正により 2016 年 4 月 1 日以降、国外事業者が日本国内で行う役務提供について、いわゆる「特定役務の提供」及び「リバースチャージ方式による消費税の申告・納税」が導入されており、外国人騎手（中央競馬の通年免許を付与されている外国人騎手を除く）が騎乗した場合の進上金（ここでは「国外事業者進上金」といい「特定役務の提供」に該当）にかかる消費税についても同様に扱われる。従って、該当する共有馬主は、同法の定めに従って「リバースチャージ方式による消費税の申告・納税」を行うものとし、事

務局は、従来からの「進上金」と「国外事業者進上金」とを分別表示して当該申告・納税に資するよう努める。

第 13 条

1. 共有馬を外国における競走に出走させる（以下「海外遠征」という。）については、共有代表馬主がこれを決定し、事務局を通じてこの決定を共有者に通知する。
2. 海外遠征の場合、進上金の取扱いについては遠征先において適用される規定（控除率に関するものを含む。）に従う。但し、当該規定において本邦規定下にある調教師、騎手、厩務員等が進上金の支給対象とされていない又はその扱いが著しく異なる場合等においては、適宜本邦規定等を準用する場合があることを共有者は予め了承するものとする。また、共有者は、海外遠征に際して生じた検疫・輸送費及びその帯同人件費、登録料等の当該遠征の成功を目的とした一切の経費（騎手との間で別途報酬の定めを交した場合の報酬を含む。）について、遠征先で出走を取消した場合を含め、当該遠征馬の競走成績に関わりなく、これを負担するものとする。
3. 共有馬を、中央競馬の指定又は特別指定交流競走に出走させるについては、共有代表馬主がこれを決定し、事務局を通じてこの決定を共有者に通知する。この場合において、JRAの馬主登録のない当該馬の共有者については、当該年度の12月末まで有効となる期間限定の特別措置によるJRA馬主登録を取得するものとし、登録免許税9万円等必要額を、各自事務局の案内に従って納めるものとする。

第 14 条

1. 当クラブ共有馬のうち引退した牡馬が売却可能な場合には、その売却を共有代表馬主に委託するものとし、この売却代金は全額、共有持分に応じて共有者に支払われる。但し、当該牡馬が引退後、種牡馬となる場合には、その売却代金、その他の利益金の40%相当額を売却手数料として当クラブに支払うものとし、残額の60%相当額を持分に応じて共有馬主に配当するものとする。
2. 当クラブ共有馬のうち、牝馬の引退時期は6歳3月を最終限度とする（ただし、共有代表馬主の判断により延長可能）。牝馬が引退する場合には、その競走成績の如何にかかわらず、共有代表馬主は当クラブに対する意思表示により本馬の共有持分所有権を代金の10%の価額で買い戻すことができる。
3. 共有馬の共有は、共有代表馬主の決定に基づいて、当該共有馬を競走馬として第三者に売却譲渡した時点又は競走馬登録を確定的に断念もしくは同登録を抹消する、又は、能力的な限界もしくは馬体損傷等により在厩地区での競走馬としての使用を確定的に取りやめる場合のいずれか（以下これらを総称して「引退」という。）をもって終了し、本条第1項と第2項の手続きが全て完了した時点で共有者の共有持分権は消滅する。

第 15 条

当クラブ共有者が預託料など共有持分に応じた支払義務を 2 ヶ月以上怠った場合、NAR もしくは地方競馬主催者の馬主登録ないし資格が抹消され又は登録抹消ないし資格喪失要件に該当するに至った場合、又は、共有馬所有念書等競走馬登録に必要な書類提出を期限までに履行しないなど共有代表馬主及び事務局の円滑な業務遂行に対して重大な妨げとなる場合は、第 7 条に規定する遵守事項に違反したものと見做し、何らの通知催告を要することなく共有者は当該共有持分権及びこれから生ずる一切の権利を喪失し、かかる共有持分権及びこれから生じる一切の権利は直ちに共有代表馬主に帰属するものとする。

第 16 条

当クラブ共有者が共有持分の譲渡を行う場合は事務局に事前の承認を得て、所定の方法に従い行うものとする（名義書換手数料 20,000 円（消費税別）/一口当たり）。

第 17 条

当クラブ共有者が納入した、共有持分購入代金、預託料、保険料、月次事務費、運営手数料等は、理由の如何にかかわらず返還されないものとする。仮に共有馬が死亡他の事由により競走能力を喪失し、未出走や未勝利で引退せざるを得ない場合でも、馬代金の返還や代替馬の充当はないものとする。

第 18 条

当クラブに関する紛争について訴訟等の裁判手続きを行う場合、東京都千代田区にある第一審の裁判所をもってその専属管轄裁判所とする。

第 19 条

本規約は必要に応じて変更されることがあるが、変更となった場合でも、会員が既に共有持分を取得した共有馬については、当該馬が引退するまでの間は従前の規約を適用する。